



新城 哲 議員

リュウキュウマツ、松くい虫被害について

質 恩納村では、松くい虫によるリュウキュウマツへの被害が絶えない状況にあり、今年度は、例年に比べて被害が広範囲にわたり松くい虫被害に遭ったリュウキュウマツがあります。人がウォーキングやジョギングで通ったり車両が通ったり、そのとき枯れ枝の飛散や倒木の危険性があります。早急な対応が必要と思いますが、当局の対応について伺う。

答 農林水産課長（平安名 盛尊）

本村の松くい虫被害は村内全域広範囲にわたり確認されており、近年特に被害が拡大していると認識しています。今年度も沖縄型森林環境保全事業を活用し、松くい虫被害により景観が損なわれている幹線道路周辺地域の被

害木の処理を行い、被害拡大防止に努めていきます。



松くい虫被害の状況

沖縄電力と災害時における相互連携に関する協定について

質 9月定例会の一般質問で、宜野座村は沖縄電力と災害時における相互連携に関する協定を結んでいるが、恩納村も沖縄電力と災害時における相互連携に関する協定を結んでいるかとの質問をしましたが、その時は調整中とのことでしたが、その後の進展はあったのか伺う。

答 総務課長（宮平 寛）

10月以降になります。沖縄電力と相互連携に関する協定内容を確認してきたところです。今現在、協定内容はほぼ固まっています。あとはお互

いの日程調整をした上で協定を締結するという段階まで来ています。協定内容については、まず1番目に連絡体制の構築、2番目に住民への停電情報の周知、3番目に施設等の貸与、これは大規模災害時に恩納村の施設を貸与するということです。4番目に樹木の事前伐採、こちらが市町村道路を含めて周辺の樹木です。停電被害の発生や通行止め等の未然防止、そういったものための事前伐採です。最後に災害時の障害物除去等の、災害物等の除去。これは電力が、この停電復旧作業をするためには、市町村も少し応援できるところはやっていこうということの内容となっております。あとはお互いに日程を調整した上で協定を締結するところです。



伊武部ローソン前横断歩道街灯設置について

質 昨年12月定例会にて、伊武部ローソン前横断歩道への街灯設置についての質問をしました。今現在も街灯が設置されていない状況です。住民が

ら、車両運転時に歩行者が見えづらく大変危険であり、大きな事故が起る前に注意喚起の看板の設置ができないかという相談もありました。現在の状況を伺う。

答 建設課長（屋良 朝也）

道路を管理している北部土木事務所を確認したところ、まず街灯については同じ通りにある街灯を移設してローソン前に今年度中に持ってくるという確認がとれています。そして看板について、この街灯を設置するまでの間、仮設の看板を設置するという連絡をもらっています。

提 いつ何時事故に遭うか、事故を起こすかわかりません。未然の対策が必要不可欠です。引き続き伊武部ローソン前横断歩道への対策、街灯設置をお願いします。



伊武部ローソン前横断歩道（夜間の状況）



當山 直彦 議員

喜瀬武原校の今後の活用について

質 休校の現時点で教育委員会としてどのような活用方法を検討していますか。

答 学校教育課長（仲村 泰弘）

現状での使用が限定されている行政財産としての管理から、廃校としての普通財産に移管することにより施設の貸付け等も幅広く可能になると考えています。地域活性化に向けた有効活用用途が広がることから、今年度末をもって廃校とする条例改正案を提案しています。

質 地域住民の皆さんの意向をどのように把握していますか。

答 学校教育課長（仲村 泰弘）

昨年度アンケートを実施。利活用の方向性についてはスポーツの拠点、各種講

座体験教室、福祉施設などの地域活性化に向けた活用を希望、村が所有した上で活用を図ってほしいとの回答が多くありました。区民の皆様から現状の休校の状態から早期に地域活性化のため有効活用に取り組んでほしいと要望を受けています。

質 地元の意向と企業からの提案、そして地域の課題解決など網羅した話し合いを持った上で活用を決定することが地域活性化に繋がるかと考えるが村長の見解を伺う。

※地域課題①介護機能を有する高齢者の居住の場 ②障がい者の就労、居住の場 ③いろんな事情により登校が難しい生徒が通うフリースクール ④体育館を活用したアトラクションパーク

答 村長（長浜 善口）

喜瀬武原区の意向に沿った活用を図るため、教育委員会で行ったアンケート結果を基に、地域の課題解決に向けた提案をしていただける企業と喜瀬武原区と綿密な話し合いの下、決定していきたいと考えます。

提 区の要請文にあったように、本村における全ての活性化の根源となるようスピード感を持って取り組んでいただきたい。

働きがいのある職場づくりについて

質 人事評価制度、導入の目的と導入に至った経緯を伺う。

答 総務課長（宮平 寛）

人事評価の目的は人事管理に関する基礎とすること、人材育成や組織パフォーマンスの向上となります。導入の経緯は平成21年度から国家公務員が実施したことを皮切りに、地方公務員については平成26年度から総務省による制度導入の呼びかけがあり、本村は平成28年度から実施しています。

質 人事評価制度の評価の方法と対象職員を伺う。

答 総務課長（宮平 寛）

評価の対象は常勤職員、再任用職員、任期付職員。評価項目は能力評価と業績評価の2つを自己評価から1次評価者、また2次評価者によって評価され、さらにまた評価後において管理職が全体をチェックする機会を設け、評価の偏りやばらつきがないよう確認し、評価の適正化を図っています。

質 当局の人事評価に降格はあるのか。

答 総務課長（宮平 寛）

条例第3条第2項において、職員の仕事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらずなお勤務実績が良くない状態が改善されないとときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるときと定められています。

質 評価制度に対する村長の見解と、今後期待される職員のあるべき姿を伺う。

答 村長（長浜 善口）

人事評価はあくまでも仕事上の評価で一つの指標です。真に評価するのは村民の皆様であると考えています。私自身も含め、全ての職員が村民第一に考え自己研鑽を重ね、村の発展のため失敗を恐れることなくチャレンジ精神をもって業務に挑むことを期待しております。

